

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第1号

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、<u>瀬戸市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務活動費は、議員に対して交付する。</u></p> <p>(交付額)</p> <p>第3条 <u>政務活動費は、毎年度4月1日に在職する議員に対し年額15万円（以下「年額」という。）を交付するものとする。ただし、次の各</u></p>	<p>瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、<u>瀬戸市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費は、瀬戸市議会における会派（議長に対して政務調査費の交付に関する会派の結成の届出をしたものとし、所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</u></p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>政務調査費の額は、毎年度4月1日における当該会派の所属議員数に年額15万円（以下「年額」という。）を乗じて得た額とし、毎</u></p>

号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。

(1) 年度の中途において議員の任期が満了する場合 年額を12で除して得た額（以下「月額」という。）に4月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額

(2) 年度の中途から議員の任期が始まる場合 月額に議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は、当月）から3月までの月数を乗じて得た額

（交付の時期）

第4条 政務活動費は、4月25日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の25日に交付する。

年度4月に一括して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、前項に規定する額を12で除して得た額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に4月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対する政務調査費の額は、結成時における当該会派の所属議員数に年額を乗じて得た額を12で除して得た額に会派の結成の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から3月までの月数を乗じて得た額とし、会派の結成の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）に一括して交付する。

4 政務調査費の交付日は、交付月の25日とする。ただし、その日が瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の末日まで

	<p>に、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。</p>
<p>2 政務活動費の交付の日が、瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日に交付する。</p> <p>（政務活動費を充てることができる経費の範囲）</p>	<p>2 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、当該会派は、解散の日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）以降の政務調査費に相当する額を返還しなければならない。</p> <p>（使途基準）</p>
<p>第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。</p> <p>（収支報告書の提出）</p>	<p>第5条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。</p> <p>（経理責任者）</p> <p>第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>（収支報告書の提出）</p>
<p>第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書は、交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。</p> <p>3 議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、前2項の規定にかかわらず、当該議員</p>	<p>第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき又は議員の任期が満了したとき若しくは議会在解散したときは、</p>

でなくなった者（死亡による場合にあってはその相続人。以下同じ。）は、議員でなくなった日から20日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

4 収支報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 政務活動費の支出に係る領収書又はこれに準ずる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める書類

(政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した額の総額を控除して残余があるときは、市長は、当該残余の額の返還を命ずるものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員がその年度の中途において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった者は、月額に議員でなくなった日の属する月の翌月（議員でなくなった日が月の初日に当たる場合は、当月）から3月までの月数を乗じて得た額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査

当該会派の経理責任者であった者は、これらの事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第8条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残額がある場合は、当該政務調査費の残額に相当する額の返還を命ずるものとする。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

<p>を行う等、<u>政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>
--	---

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷費、交通費、宿泊費、調査委託費及び文書通信費
研修費	議員が研修会を開催するために要する経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費及び文書通信費
広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費	会場費、印刷費及び文書通信費
広聴費	議員が住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷費及び文書通信費
要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために要する経費	印刷費、交通費、宿泊費及び文書通信費
会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	会場費、印刷費、交通費、宿泊費、参加費及び文書通信費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷費、翻訳料並びに事務機器の購入費及びリース代
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料及び有料データベース利用料

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。